

議案第14号

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例

かすみがうら市国民健康保険条例（平成17年かすみがうら市条例第100号）の一部を次のように改正する。

目次中「市が行う国民健康保険」を「市が行う国民健康保険の事務」に、「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

「第1章 市が行う国民健康保険」を「第1章 市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条（見出しを含む。）中「市が行う国民健康保険」を「市が行う国民健康保険の事務」に改める。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康

保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 附属機関の部中「国民健康保険運営協議会委員」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員」に改める。